

社会福祉法人

阿多多羅

役員等報酬規程

社会福祉法人 阿多多羅 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 阿多多羅 の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会・評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び評議員が理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
出 席 報 酬 等	5,000円	3,000円

2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
出 席 報 酬 等	10,000円	3,000円

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
出 席 報 酬 等	5,000円	3,000円

3 監事は、定期又は臨時監査、行政機関による監査の立会及び、理事会の日において、法人及び施設の指導など、監査の業務にあたった場合は、報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
出 席 報 酬 等	5,000円	3,000円

4 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用することができない。

(改正)

第7条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の議決を経るものとする。

附則 この規程は、平成28年 2月26日より適用する。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。